

氏名	くに よし ひろし 國 吉 浩
学位(専攻分野)	博 士 (エネルギー科学)
学位記番号	エネ博第9号
学位授与の日付	平成11年9月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	エネルギー科学研究科エネルギー社会・環境科学専攻
学位論文題目	核不拡散輸出管理における国際体制の変質と実効性向上可能性の研究
論文調査委員	(主査) 教授 神田啓治 教授 佐和隆光 教授 新宮秀夫

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、原子力エネルギー産業の活動に大きく影響する、核不拡散輸出管理体制を論じた結果をまとめたもので、6章からなっている。

第1章は緒言で、本研究の背景、目的、意義、構成等の記述である。

核不拡散輸出管理は、原子力エネルギーに関連する資機材、技術の貿易活動を核兵器への転用防止の観点から管理するものである。イラクの核開発計画の発覚等を受けて、核不拡散輸出管理体制は、90年代に大幅に強化された。本研究では、①この体制変革は通常理解されているような単なる強化ではなく、体制の変質を伴うものである、②かかる体制変質に対応する具体策が体制の実効性向上策となり得る、との仮説を提示し、次章以降は、核不拡散体制の発展、国際的輸出管理体制の発展、核不拡散輸出管理体制の発展、現行輸出管理制度等の分析、評価により、かかる仮説を検証するものであることを示した。

第2章は、核不拡散体制の発展過程に関する分析、評価である。

広島、長崎への原爆投下以降、核兵器の拡散が進み、原子力エネルギーの利用が進展する中での、核不拡散体制の発展過程を分析し、そこに働く政治力学と、核不拡散体制の構成要素について明らかにした。構成要素のうち原子力エネルギーの核兵器転用を防ぐ具体的手段は、「保障措置」と「輸出管理」が二大柱であり、本論文はその後者を取り扱ったものである。これらの手段が適用される対象は、原子力エネルギー産業をはじめとする経済活動であり、従って、核不拡散政策と原子力エネルギー産業の活動は強い相互関係を有することと、その関係の複雑さを明らかにした。

第3章は、国際的輸出管理体制の発展過程に関する分析、評価である。

旧来のココムの終焉、広く通常兵器と汎用品を規制するワッセナー・アレンジメントの成立、生物・化学兵器、ミサイルの輸出規制強化等、国際輸出管理体制は90年代に大きく変革した。その過程の分析、評価を行うことにより、それが単なる体制強化ではなく、国際的輸出管理体制全体として、限定的・堅い体制から、広汎・柔軟な体制へと体制の変質が生じたことを明らかにした。

第4章は、核不拡散輸出管理体制の発展の過程に関する分析、評価である。

核不拡散輸出管理体制について、その最近の強化の過程を詳細に分析することにより、国際的輸出管理体制に見られる体制変質は、核不拡散体制において典型的に表れていることを、具体的なルール、適用例等に基づいて、明らかにした。さらに、国際体制としての正当性、制度としての整合性等について評価を行い、体制の変質への対応が体制の実効性向上策となることを明らかにし、具体的改善策について提言を行った。

第5章は、我が国の対応とアジア各国への導入に関する分析、評価である。

核不拡散輸出管理体制の国際的強化の動きへの我が国の対応を分析した。我が国は先進国でありながら、①核兵器技術に関する情報を持っていないこと、②インテリジェンス(諜報機関)を持っていないこと、従って、③厳密な輸出管理制度に融通性をもたせることができない、といった、我が国の輸出管理制度の特殊性を明らかにした。さらに、それを踏まえた上

で、具体的な改善策を示した。また、核不拡散輸出管理体制とアジア地域との関係について、従来見落とされてきた経済の側面をも含め分析、評価した上で、あいまいさの少ない我が国の輸出管理制度をアジア諸国へ提供するという「制度の技術移転」を提案し、かかる方策が有効であることを明らかにした。

第6章は結論で、本研究により得られた成果を総括している。

核不拡散輸出管理体制の実効性を向上させるためには、①対象国の全地域化、②各国の裁量重視、③最終用途等の確認の必要性等、広汎で柔軟かいという体制変質後の特徴へ対応することが必要であることを踏まえ、①国際体制、②我が国の制度、③アジア諸国への支援、それぞれの分野で、実効性向上のための具体的改善策を提示し、その有効性を明らかにした。

以上、冒頭に示した、核不拡散輸出管理における体制変質と実効性向上に関する仮説を検証し、それに基づき、輸出管理体制をより効率的、効果的にし、原子力エネルギー産業の活動の円滑化に役立つ改善策を、世界、日本、アジアのそれぞれを対象に、明らかにしたものである。

論文審査の結果の要旨

本論文は、原子力エネルギー産業に大きく影響する核不拡散輸出管理について、国内外の多くの事例をもとに研究した結果をまとめたものであり、得られた主な成果は次の通りである。

まず、冷戦終了に伴い、安全保障環境が変化する中で、国際的輸出管理が強化されたが、その分析・評価に基づき、核不拡散輸出管理体制が、限定的で堅い体制から広汎で柔軟かい体制へと変質したことを指摘・検証し、国際的整合性の確保、透明性の向上等により、体制変質に対応することが、輸出管理の実効性を高めるために有効であることを明らかにした。

次に、我が国の核不拡散輸出管理制度の特徴と問題点を明らかにした。すなわち、我が国は先進国でありながら、核兵器技術に関する情報を持っておらず、諜報機関（インテリジェンス）を持っていないために、あいまいさを極力排除しようとする制度を作らざるを得なかった。また、それが制度としての長所である一方、合理的な輸出規制の阻害要因ともなっていることを明らかにし、そのための改善策を提示した。

さらに、核不拡散輸出管理体制強化の動きの中で、アジア諸国が輸出管理を実施していないことが、我が国及びアジア諸国の安全保障及び経済活動に与える影響を論じた上で、あいまいさの少ない我が国の輸出管理制度をアジア諸国へ適用するという、いわば「制度の技術移転」とでもいうべき新たな概念を提案し、それが有効であることを明らかにした。

以上は、①核不拡散輸出管理における近年の体制変革は、通常理解されているような単なる強化ではなく、体制の変質を伴うものである、②かかる体制変質に対応する具体策が体制の実効性向上策となり得る、との仮説を、政治学、経済学、社会工学的視点からの詳細な分析・評価に基づき、検証したものである。さらに、かかる検証結果に基づき提案された具体的改善策は、輸出管理の合理化、効率化を可能とし、原子力エネルギー産業の活動の円滑化に役立つものである。

以上要するに、本論文は核不拡散体制の二大柱の一つである輸出管理体制に係わる科学、社会経済、国際関係のあり方についての今後の取組みの方向性を示し、我が国の貿易（特に対アジア諸国）の発展ひいては安定したエネルギー源の確保に寄与するものであり、得られた成果は学術上、實際上寄与するところが少なくない。

よって、本論文は博士（エネルギー科学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成11年6月8日実施した論文内容とそれに関連した試問の結果合格と認めた。